

令和4年度 中野市予算編成方針

1 国の動向

国の「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、新型コロナウイルス感染症の克服と経済の好循環に向けた取り組みを推進するとともに、ポストコロナの持続的な経済基盤を作るため、成長を生み出す4つの原動力として、「グリーン社会の実現」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」、「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」を掲げ、重点的に資源を配分するとしている。また、引き続き、経済・財政の一体的な改革を推進するとし、骨太方針2018で掲げた財政健全化目標（2025年度のプライマリーバランス黒字化等）を堅持するとしている。

2 本市の財政状況

歳入については、根幹となる市税では、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった市民税は、コロナ前までの回復が見込めない状況である。また、景気の低迷や人口減少などの影響により、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税についても増加が見込めず、先行きが不透明な状況である。

歳出については、社会保障関連経費の増加や、公共施設の老朽化による維持管理等の経費の増加が見込まれるほか、新型コロナウイルス感染症や自然災害に対応するための経費が今後も見込まれる。

このことから、不足する財源は、基金の取崩や市債の発行に頼らなければならず、厳しい財政運営が続くと予想される。

3 基本的姿勢

令和4年度の予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、第2次中野市総合計画に掲げた将来都市像「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」の実現に向けて取り組むものとする。また、社会の変化を的確に捉え、ポストコロナに向けた行政サービスの推進に努めるものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染状況や国・県の動向等を踏まえ、市民の生命と暮らしを守るため、引き続き感染症対策に取り組むほか、ポストコロナを見据え、感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築に努める。

(2) 経済社会の変化に対応した事業の再構築

社会情勢の大きな変化と市民ニーズを的確に捉え、複雑化する行政課題に対しスピード感をもって対応するため、職員一人ひとりが改めて事業の目的や効果を再確認し、前例に捉われない積極的な事業の見直しや再構築を行う。

(3) 持続可能な行財政運営の推進

第4次中野市行政改革大綱の基本方針に基づき行政改革を着実に推進していくため、重点項目である「DXの推進」、「組織の最適化」、「財政運営の強化」の具体的な事業に取り組み、持続可能な財政構造の確立を目指す。

(4) 各部局の主体性の発揮と部局間の連携の強化

各部局が事業の明確な目標を定め、その達成に向けて解決すべき課題に的確に取り組むとともに、関係部局間の連携を強化・徹底し、類似事業の統合やサービス水準の整合を図るなど、効率的・効果的な事業の推進に努める。

(1) 歳入に関する事項

- ① 市税等については、地方税法などの法令や中野市債権管理条例に基づき、債権を適正に管理し、公正かつ公平な市民負担の確保を図るとともに、収納率の更なる向上を図るため、中野市公金収納推進本部での連携を密にして、未収金の縮減に努める。
- ② 国庫・県支出金については、国・県の予算編成、制度改正の動向を適切に把握し、積極的な確保に努める。特に、新型コロナウイルス感染症対策（経済対策等含む）に係る交付金、補助金等は積極的に活用する。
- ③ 使用料、手数料等については、「受益者負担の適正化に関する指針」に基づき適正な料金を設定することとし、料金等を減免するときは同指針で示す統一基準より判断する。
- ④ 市債の発行に当たっては、原則として地方交付税措置のある有利な市債を活用するとともに、発行額は、臨時財政対策債を除き、公債費の元金償還額以内に抑制し、将来の負担となる償還残高の縮減に努める。

(2) 歳出に関する事項

- ① 常に法令を順守するとともに、理事者からの指示事項や前年度までの予算査定での指摘事項を踏まえた内容とし、監査委員からの指摘事項、市議会からの要望事項についても十分に検討したうえで要求する。
- ② 各課等の要求額は、「令和4年度予算編成シーリングルール」に基づき配分された一般財源内に収める。また、繰越しの常態化、年度末の集中執行、多額の不用額の発生などにならないよう、当年度の適正な時期に執行できる範囲内とする。

- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止・延期とした事業については、必要性・緊急性・効率性等を精査したうえで見直しを行い、新たな事業については、スクラップ・アンド・ビルドを徹底する。
- ④ 公共施設の管理運営経費については、利用者から徴収する使用料に影響することから縮減に努め、「中野市公共施設等総合管理運営計画」及び「中野市公共施設最適化計画」に基づき適正な維持管理に努める。
- ⑤ 負担金、補助金等については、「負担金、補助及び交付金の交付に関する指針」及び「中野市補助金等交付規則」に従い執行する。特に、外郭団体や財政支援団体等の運営補助金については、団体の自主性・独立性の観点から原則廃止とし、事業費補助金に転換する。

(3) 特別会計、企業会計に関する事項

- ① それぞれの設置目的を踏まえつつ、一般会計と同様に、事業内容や最近の決算状況などを精査し事業の必要性、緊急性等を十分に検討するとともに、収入の確保や経営改善、合理化の徹底に努める。
- ② 一般会計からの繰出金、負担金等の額は、一般会計の予算編成に多大な影響を及ぼすことから、それぞれの繰入基準の範囲内に収めるとともに、可能な限り圧縮に努める。

6 予算要求方法

本方針を踏まえ、通年予算として年間を通じた所要額を別紙「令和4年度予算要求基準」により要求する。

なお、国・県支出金の伴う予算については、令和4年度の仕組みが判明しているものを除き、現行制度を前提とした要求も可とする。